

藤枝市教育委員会後援名義使用許可事務取扱要綱

平成15年3月18日

教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤枝市教育委員会（以下「委員会」という。）の後援名義使用の許可について、必要な事項を定めるものとする。

(後援の定義)

第2条 「後援」とは、委員会が特に教育的意義を認め、かつ委員会が行う事業の推進に寄与すると認めた場合に、その主催者及び事業を名義上援助することをいう。

(許可の対象)

第3条 藤枝市教育委員会後援名義使用許可（以下「使用許可」という。）の対象は、次条第1項に規定する主催者が実施する第5条に規定する事業に限るものとする。

(対象となる主催者)

第4条 使用許可の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又は特別の法律に基づき設置された法人
- (3) 学校教育及び社会教育の普及及び振興に資すると認められる教育関係団体
- (4) その他前各号に準ずる団体で委員会が特に適当と認めたもの

2 政治的団体及び宗教的団体には許可しない。

(対象となる事業)

第5条 使用許可の対象となる事業は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 事業の目的が、教育、学術、文化、スポーツ等の普及及び振興に寄与するもので、かつ、政治的、宗教的色彩のないものであること。
- (2) 実施時期、場所、方法等が適切であること。
- (3) 事業規模が、原則として全市にわたるものであること。
- (4) 収益事業に類するものでなく、入場料、参加料等が適切であること。

2 上部機関が共催、後援及び推薦したもので、委員会が特に必要と認めた事業。

(許可の申請)

第6条 使用許可を受けようとする者は、別に定める使用許可申請書に必要書類を添えて委員会に提出しなければならない。

(使用の許可)

第7条 委員会は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたとき

は、別に定める使用許可書を交付する。

(使用許可の条件)

第8条 委員会は、前条の使用許可に際し、次の条件を付すこととする。

- (1) 事業の内容が申請書の事業計画と相違しないこと。
- (2) 事業に要する費用は、申請者の負担とすること。
- (3) 事業の開催に関して発生した事故等に対して、委員会は一切、補償の責を負わないこと。
- (4) 事業のPR等において、委員会の後援にふさわしくない行為を行わないこと。

(使用許可の取り消し)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 前条に掲げる使用許可の条件に違反した場合。
- (2) 使用許可を受けた事業が中止された場合。
- (3) その他使用許可を取り消すことが適当であると委員会が判断した場合。

2 前項の規定により使用許可を取り消す場合には、別に定める使用許可取り消し通知書により通知するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 使用許可を受けた対象事業の事業計画に変更が生じた場合は、直ちに別に定める使用許可変更申請書を委員会に提出し、変更の承認を得なければならない。

(実績の報告)

第11条 事業の終了後、申請者は速やかに別に定める実績報告書を提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、行事の後援及び推薦に関する事項に基づいてなされた申請は、この要綱に基づいてなされたものとみなす。